

掛川市告示第15号

掛川市ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金交付要綱（平成17年掛川市告示第66号）の一部を  
次のように改正する。

令和2年3月25日

掛川市長 松井三郎

第2の第6号中「小学生が市内の小学校に通学するために移動する」を「市内の小学校が決定し、  
掛川市教育委員会が承認した」に改める。

第5の第1号中エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 改善の構造を確認できる写真

別表を次のように改める。

別表

補 助 の 対 象		補 助 率 (額)
事 業 の 区 分	経 費	
ブロック塀等撤去事業 (避難路沿道等の道路に面するブロック塀等)	所有者等が行う当該事業に要する経費（工事費に限る。）	当該事業に要する経費と撤去するブロック塀等の延長に1メートル当たり20,000円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の3分の2以内とし、同一敷地につき26.6万円を限度とする。
ブロック塀等撤去事業 (避難路沿道等以外の道路に面するブロック塀等)	所有者等が行う当該事業に要する経費（工事費に限る。）	当該事業に要する経費と撤去するブロック塀等の延長に1メートル当たり8,900円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の2分の1以内とし、同一敷地につき20万円を限度とする。
ブロック塀等緊急改善事業 (避難路沿道等の道路に面するブロック塀等)	所有者等が行う当該事業に要する経費（工事費及び設計に要する費用に限る。）	当該事業に要する経費と改善するブロック塀等の延長に1メートル当たり38,400円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の3分の2以内とし、同一敷地につき33.3万円を限度とする。

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 掛川市長

住所  
申請者 氏名 印  
電話

ブロック塀等耐震改修促進事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

交付申請額	円
事業の区分	<input type="checkbox"/> ブロック塀等撤去事業 <input type="checkbox"/> ブロック塀等改善事業
添付書類	<input type="checkbox"/> 事業計画書（様式第2号） <input type="checkbox"/> 付近見取図 <input type="checkbox"/> 施工前の写真 <input type="checkbox"/> 工事に要する経費の見積書の写し <input type="checkbox"/> ブロック塀等緊急改善事業にあっては、改善の平面図及び断面図 <input type="checkbox"/> 所有者以外による申請の場合にあっては、所有者の承諾書 <input type="checkbox"/> ブロック塀等点検チェック表

## 事 業 計 画 書

建築物の名称	邸		
工事場所			
補助対象物			
構 造			
築造年度	年度		
規 模 等	長さ 厚さ	m m	高さ（塀の高さ m・道路面より m）
補助事業に要する経費	円		
工事着手予定日	年 月 日		
完了予定日	年 月 日		

完了報告書

年 月 日

(あて先) 掛川市長

住所  
報告者 氏名 印  
電話

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けたブロック塀等  
耐震改修促進事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

1 実施期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 添付書類

- (1) 事業の完成を確認できる全景写真
- (2) 改善の構造を確認できる写真
- (3) 工事に要した経費の領収書等の写し
- (4) その他

-----  
上記報告事項について審査しました。

年 月 日

審査（検査）担当者 氏名 印

審査結果の意見

## 附 則

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。
- 2 この告示の施行前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

## [改正後]

### 掛川市ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金交付要綱

#### 第1 趣旨

市長は、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊又は転倒による災害を防止し、ブロック塀等の安全性を確保するため、ブロック塀等耐震改修促進事業を実施するブロック塀等の所有者、居住者又は使用者（以下「所有者等」という。）に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、掛川市補助金等交付規則（平成17年掛川市規則第30号）及びこの要綱の定めるところによる。

#### 第2 定義

(1) この要綱において「ブロック塀等」とは、ブロック塀、石塀、れんが塀その他これらに類する塀をいう。

(2) この要綱において「ブロック塀等耐震改修促進事業」とは、次に掲げる事業（国、地方公共団体その他公共団体が実施するものを除く。）をいう。

ア ブロック塀等撤去事業

イ ブロック塀等改善事業

(3) この要綱において「ブロック塀等撤去事業」とは、地震発生時における倒壊又は転倒の危険性のあるブロック塀等を撤去する事業をいう。

(4) この要綱において「ブロック塀等改善事業」とは、地震発生時における倒壊又は転倒の危険性のあるブロック塀等を安全な塀に改善する事業をいう。

(5) この要綱において「改善」とは、ブロック塀等の耐震改修、又は建替えの結果、地震に対して安全な構造とする事業（組積造の塀への転換を除く。）をいう。

(6) この要綱において「通学路」とは、市内の小学校が決定し、掛川市教育委員会が承認した経路をいう。

(7) この要綱において「避難路沿道等」とは、掛川市耐震改修促進計画（平成19年3月策定）2の(4)に規定する通学路、緊急輸送路及び広域避難所の沿道をいう。

#### 第3 補助対象及び補助率（額）

別表のとおりとする。

#### 第4 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

ア 交付申請書（様式第1号）

- イ 事業計画書（様式第2号）
- ウ 付近見取図
- エ 施工前の写真
- オ 工事に要する経費の見積書の写し
- カ ブロック塀等緊急改善事業にあっては、改善の平面図及び断面図
- キ 所有者以外による申請の場合にあっては、所有者の承諾書
- ク 法人による申請の場合にあっては、法人の登記事項証明書
- ケ ブロック塀点検チェック表

(2) 提出期限

別に定める日まで

第5 実績報告

(1) 提出書類 各1部

- ア 完了報告書（様式第3号）
- イ 事業の完成を確認できる全景写真
- ウ 改善の構造を確認できる写真
- エ 工事に要した経費の領収書等の写し
- オ その他市長が必要と認める書類

(2) 提出期限

別に定める日まで

第6 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書（様式第4号）

(2) 提出期限

別に定める日まで

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月1日掛川市告示第116号）

- 1 この告示は、平成19年1月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前の要綱の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

## 附 則（平成19年6月1日掛川市告示第60号）

- 1 この告示は、公示の日から施行し、平成19年度分の補助金から適用する。
- 2 この告示の施行前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

## 附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。
- 2 この告示の施行前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。
- 3 この告示の施行前に従前の規定により支給した補助金は、改正後の相当の規定に基づく補助金の内払とみなす。

## 附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。
- 2 この告示の施行前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。
- 3 この告示の施行前に従前の規定により支給した補助金は、改正後の相当の規定に基づく補助金の内払とみなす。

## 附 則

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。
- 2 この告示の施行前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

別表

補 助 の 対 象		補 助 率 (額)
事 業 の 区 分	経 費	
ブロック塀等撤去事業 (避難路沿道等の道路に面するブロック塀等)	所有者等が行う当該事業に要する経費（工事費に限る。）	当該事業に要する経費と撤去するブロック塀等の延長に1メートル当たり20,000円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の3分の2以内とし、同一敷地につき26.6万円を限度とする。
ブロック塀等撤去事業 (避難路沿道等以外の道路に面するブロック塀等)	所有者等が行う当該事業に要する経費（工事費に限る。）	当該事業に要する経費と撤去するブロック塀等の延長に1メートル当たり8,900円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の2分の1以内とし、同一敷地につき20万円を限度とする。
ブロック塀等緊急改善事業 (避難路沿道等の道路に面するブロック塀等)	所有者等が行う当該事業に要する経費（工事費及び設計に要する費用に限る。）	当該事業に要する経費と改善するブロック塀等の延長に1メートル当たり38,400円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の3分の2以内とし、同一敷地につき33.3万円を限度とする。

ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 掛川市長

住所  
申請者 氏名 印  
電話

ブロック塀等耐震改修促進事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

交付申請額	円
事業の区分	<input type="checkbox"/> ブロック塀等撤去事業 <input type="checkbox"/> ブロック塀等改善事業
添付書類	<input type="checkbox"/> 事業計画書（様式第2号） <input type="checkbox"/> 付近見取図 <input type="checkbox"/> 施工前の写真 <input type="checkbox"/> 工事に要する経費の見積書の写し <input type="checkbox"/> ブロック塀等緊急改善事業にあっては、改善の平面図及び断面図 <input type="checkbox"/> 所有者以外による申請の場合にあっては、所有者の承諾書 <input type="checkbox"/> ブロック塀等点検チェック表

## 事 業 計 画 書

建築物の名称	邸		
工事場所			
補助対象物			
構 造			
築造年度	年度		
規 模 等	長さ 厚さ	m m	高さ（塀の高さ m・道路面より m）
補助事業に要する経費	円		
工事着手予定日	年 月 日		
完了予定日	年 月 日		

完了報告書

年 月 日

(あて先) 掛川市長

住所  
報告者 氏名 印  
電話

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けたブロック塀等  
耐震改修促進事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

1 実施期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 添付書類

- (1) 事業の完成を確認できる全景写真
- (2) 改善の構造を確認できる写真
- (3) 工事に要した経費の領収書等の写し
- (4) その他

---

上記報告事項について審査しました。

年 月 日

審査（検査）担当者 氏名 印

審査結果の意見

請　　求　　書

金　　円

ただし、年　月　日付け　第　号により補助金の交付の確定を受けたブ  
ロック塀等耐震改修促進事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年　月　日

(あて先) 掛川市長

住所

請求者　氏名

電話

口座振替先金融機関名

支店名

口座種別

口座番号

口座名義人